

(三) また、被告は、本件処分の第二の理由として原告の政治活動をあげるもので、以下この点について判断する。

(1) まず、原告は、被告が本件訴訟においてはじめてこのような処分理由を追加することは、被処分者の充分な訴訟準備を困難にするから許されない旨主張するが、法務大臣が在留期間の更新の許否の処分をするにあたり、その処分理由を被処分者に告知すべき法律上の義務はないから、原告が本件(1)処分の理由の一部を知り、他を知らなかつたとしても、それは事実上のものにすぎず、また、本件訴訟記録によれば、本件訴訟の第一回口頭弁論期日において、被告は右のような処分の理由を陳述し、原告はこれを了知したことは明らかであるから、この点に關し、原告が訴訟上充分に準備すべき余裕を与えられなかつたことを^もできない。したがって、原告の右主張は理由がない。

裁 判 所

(2) 被告の本件処分の適法性についての主張の(2)の(三)の各事実(原告の政治活動)は、^は外国人へ平漢の目的、原告の昭和四四年七月一〇日のビラ撤きの目的、同年一二月七日の行為の目的、内容、同四五年三月一五日および五月一六日の各行為の点を除き、当事者間に争いがなく、証人 [REDACTED] の証言によりその成立を認める乙第一三号証の二、成立につき争いのない乙第二〇

ないし第二二、第二四号証および証人の証言によると、外国人ベ平連は、昭和四四年六月在日外国人三〇数人によつて、アメリカのベトナム戦争介入反対、日米安保条約によるアメリカの極東政策への加担反対、在日外国人の政治活動を抑圧する出入国管理法案反対の三つの目的のために結成された団体であるが、いわゆるベ平連からは独立しており、また、会員制度をとつていないこと、原告の昭和四四年七月一〇日、同年一二月七日、同四五年三月一五日、同年五月一六日の各行為の目的ないし内容がいずれも被告主張のとおりのものであること、被告の主張にかかる原告参加

裁 判 所

の集会、集団示威行進等がいずれも平和的かつ合法的行動の域を出ていないことが認められ、原告本人尋問の結果のうち右認定と符合しない部分は、前掲各証拠に對比して採用できず、他に右認定を動かすに足りる証拠はない。

ところで、ひとたび入国を許可された在留外国人の政治活動が在留期間更新の不許可を相当とする事由に当たるか否かを判断するには、少なくとも令五条一項一―号ないし一四号に準ずる事由があるか否かを考慮すべきであつて、かかる事由もないのにされた更新不許可の処分は裁量の範囲を逸脱するものと解され、本

件においては、原告の行なつた政治活動が日本国民および日本国の利益を害する虞れがあると認められるか否かが問題となる。

このような観点から本件をみると、原告の行なつた前記のいわゆる政治活動のうちには、まずいわゆるベトナム反戦（米軍のカンボジア介入反対を含む。）を目的とする集会、集団示威運動および反戦放送への参加があるが、米国のベトナム政策については、人道上、外交上の見地からの批判が存し、米国内においても反対の意見が少なくないことは公知の事実であるから、米国人である原告が本国の行ないつつある右政策に対

裁 判 所

し、滞在地である日本国内において自己の見解を表明し、主として在日米国人に対して反戦を呼びかける行為（ロジャーズ國務長官来日反対の行動も同趣旨に出たものと解される。）は、政治活動というよりは、むしろ米国人としての自然の思想表現であつて、これをもつてわが国の政治問題に対する不当な容喙とみることはできず、このために日本国民および日本国の利益が害される虞れがあるといふこともできない。

次に、原告の参加した集会、集団示威運動の中にはベトナム反戦とならんで日米安保条約反対をも目的とするものがあつたことは前記認定のとおりであるとこ

ろ、日本國の安全保障の方策は、もつばら日本國民が
選挙決定すべき政治問題であつて、外國人の干渉すべ
き事柄ではなく、日本國憲法がこのような問題につい
ての在留外國人の集會や集團示威運動等の自由を日本
國民に対すると同等に保障しているものとみることは
できない。しかしながら、そのような政治活動を行な
つた外國人の日本在留を許容するかどうかの裁量にあ
たつては、当該外國人の在留が日本國の利益を害する
虞れがあるか否かを、その者の行なつた政治活動の實
体に即して判断すべきものである。そして、成立につ
き争いのない乙第一六号証、前掲乙第二四号証、証人

裁 判 所

の証言および原告本人尋問の結果を綜合する
と、原告自身は、むしろ日米安保条約を離棄すること
は非現実的であるばかりでなく、そもそもこのような
日本の政治問題は日本國民みずからが決定すべきであ
るとの考えを持つており、従来、日本の政治に関する
発言をさし控えるように努めていたこと、原告が前記
の集會等に参加した意図は、もつばらベトナム反戦を
訴える点にあつたこと、および石集會等における原告
の参加の態様は、指導的または積極的なものではな
かつたことが認められる。してみると、原告の参加した
集會等は、原告が本来意図した目的とは異なる政治主

旅をも包含しており、このような集会等に参加したと
と自体思慮を欠くものがあつたとしても、原告の集会
等への参加の目的および態様が右のようなものであつ
たことに懸みるならば、この集会参加のゆえに原告の
日本在留が日本国民および日本國の利益を害する虞れ
があるとはまではとうてい考えられない。

さらに、原告の前記の入管法案反対ハンスト支援ビ
ラ配布、横浜入国者収容所に対する抗議の示威運動に
ついてみると、出入国管理法制および入国者収容所の
待遇のいかんは、日本の政治問題であると同時に、在
留外国人にとつて直接の利害關係をもつ問題であるか

裁 判 所

ら、在留外国人である原告がこの問題について日本國
民に呼びかける行為は、日本の政治に対する干渉とい
うよりは、原告自身の身分上の利害に關して日本政府
および日本國民に善悪を訴える行為という性質をもつ
ものといふことができ、そのさい原告のとつた行動自
体についても、日本國民の政治的選択に不当な影響力
を行使し、あるいは國の政策遂行に支障を与えるよう
なものがあつたことを認めるに足る証拠はない。とす
れば、この行為の故に原告の日本在留が日本國民およ
び日本國の利益を害する虞れがあるとみるべきでない
ことは、いうまでもない。

そして、原告の前記のいわゆる政治活動のすべてを
合わせ考えても、それゆえに原告の日本在留が日本国
民および日本国の利益を害する虞れがあるとは考えら
れず、また、被告の主張のように、原告の日本在留の
主たる目的がこのような政治活動を行なうことにある
との事実を認めるに足りる証拠はないから、原告が実
質的に在留資格外の活動に従事したと断ずることもで
きない。したがって、被告が原告の前記のいわゆる政
治活動を理由として本件(二)処分をしたことは社会観念
上著しく妥当性を欠くものといわなければならない。

(四) 以上認定の諸事情を総合して考察するならば、被告の

裁 判 所

本件(一)処分は、原告の行なつた本件転職およびいわゆる
政治活動の実体が、なんら在留期間の更新を拒否すべき
事由に当たらないのに、著しくこの点の評価を誤つたも
ので、日本国憲法の国際協調主義および基本的人権保障
の理念にかんがみ、令二一条により被告に与えられた裁
量の範囲を逸脱する違法の処分であるといわなければな
らない。

(五) 被告は、本件(一)処分は、出国準備のための猶予を与え
た実質上の更新不許可処分であるから、これをさらに更
新する必要はないからでなく、仮に右処分が違法であ
つたとしても、右処分はすでに確定しているのであつて、

その違法事由をもつて本件(一)処分の取消しを求めらることはできない旨主張する。

原告が当初一年間の在留期間の更新を申請したところ、被告が出国準備期間として一二〇日間に限つて更新を許可する旨の本件(一)処分をし、その後原告がさらに一年間の在留期間の再更新を申請したのに対し、被告はこれを許可しないと本件(二)処分をしたことは当事者間に争いがない。

しかしながら、出国準備のための在留期間の更新許可の処分は、従前の在留資格を変更または消滅せしめるものではなく、従前の在留資格を維持しながら、その更新

裁 判 所

許可が出国の準備のため特に付与されたもので、期間満了後はもはや再度の更新を行なわなないことを事実上予告する意味をもつにすぎないから、右のような出国準備のための許可処分があつても、法律上再度の更新許可申請に対する処分の内容が拘束されるものではないから、再度の許可申請が却下されたとき、その却下処分を争いうることはいうまでもない。本件において、本件(一)処分が被告主張の理由に基づいてされ、かかる理由に基づく本件(二)処分が違法であることはすでに判示したとおりであるから、この点に関する被告の主張は採用できない。